

就労選択支援について  
(指定・指導関連)



# 概要

---

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

利用期間は原則1か月です。①作業場面を活用したアセスメント、②ケース会議、③アセスメント結果の作成、④事業者等との連絡調整等の実施をし、「就労選択支援」利用後の就労に関する意思決定をサポートしていくものです。

本人との協同による意思決定を支援するサービスであり、就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではありません。**事業所側で就労先を決定する等の利用者の意思決定を奪うようなことや特定の事業所への斡旋等は絶対にしないようにしてください。**



# 対象者について

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	50歳に到達している者	希望に応じて利用	希望に応じて利用
	障害年金1級を受給している者		
	就労経験があり年齢や体力面で、 一般企業に雇用されることが困難な者		
	現行の就労アセスメント対象者 (上記以外の者)	令和7年10月から原則利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者



# 実施主体等について

---

## ①及び②いずれも満たす者

- ① 就労継続支援事業所又は就労移行支援事業所を運営していること
- ② ①の事業所において、「就労選択支援」の指定を受ける月の前月末から過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された実績があること(指定申請書に在籍証明書の提出が必要)

※事業運営が3年に満たない場合も、「就労選択支援」の指定までに3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された実績があれば可能

※通常の事業所に雇用された期間は問わない



# 人員基準等について

---

## ■ 管理者

- ・専従（管理業務に支障がない場合は兼務可能）

## ■ 就労選択支援員

- ・常勤換算方法により利用者数を15で除した数以上（15:1）
- ・一体的に運営される事業所に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等のような直接支援員は、支援に支障がなければ、就労選択支援員と兼務可能

## ■ サービス管理責任者の配置及び個別支援計画の作成は不要

※定員10人以上



# 就労選択支援員について

---

## ■ 資格要件について

就労選択支援員養成研修を修了していること

《 令和10年3月31日までの経過措置 》

※以下の研修修了者は、就労選択支援員養成研修を修了した者とみなす

- ・ 障害者の就労支援に関する基礎的研修
- ・ 就業支援基礎研修(就労支援員対応型)
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)
- ・ 相談支援従事者支援研修専門コース別研修(就労支援コース)



# 設備基準について

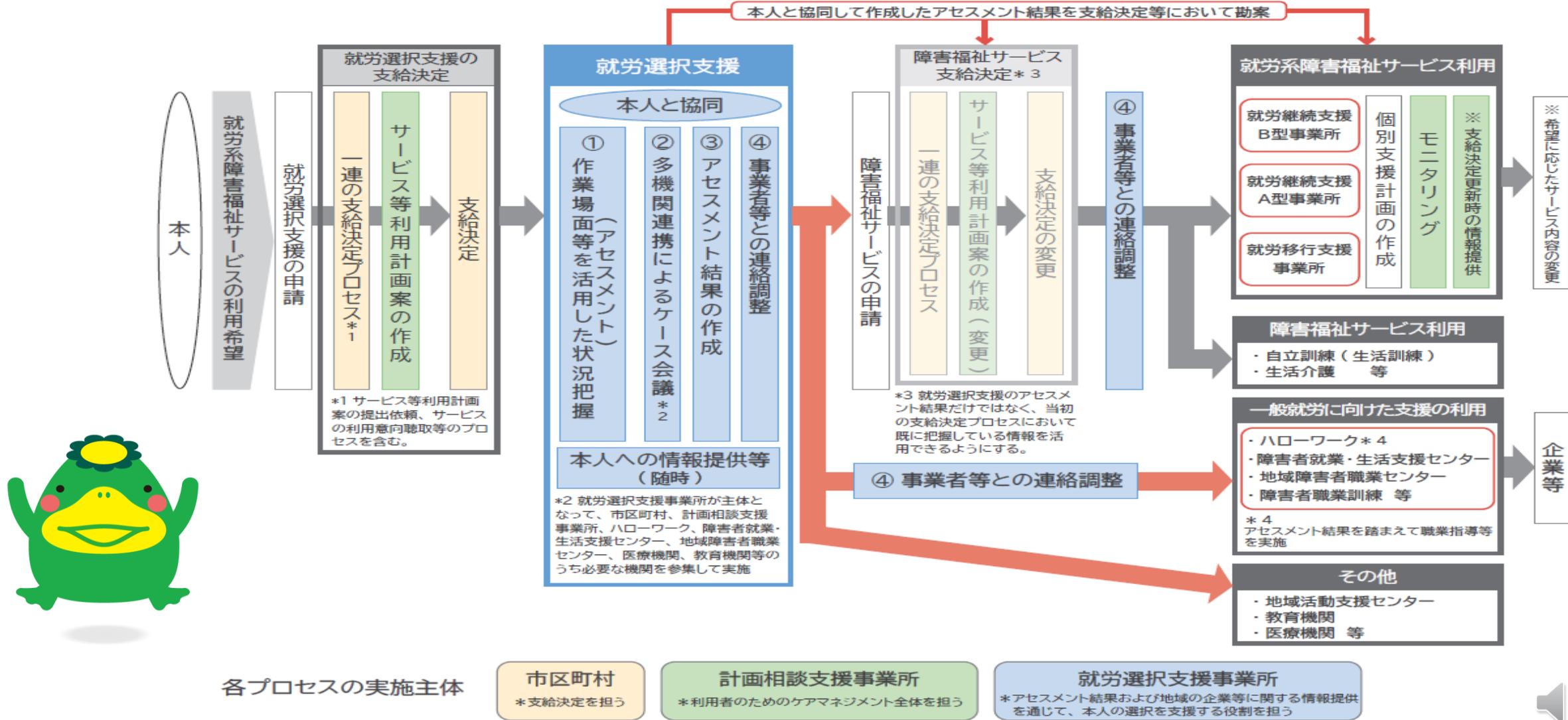
---

- ・訓練、作業室・・・訓練や作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具を備えること。
- ・相談室・・・室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等を設けること。
- ・洗面所、便所・・・利用者の障害特性に応じること。

※ほかの事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、運営に支障がない場合は、当該ほかの事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができる。



# 就労選択支援の利用について





# 特定事業所集中減算その1

## ◆（概要）

就労選択支援事業所において、**判定期間（前期、後期の年2回）**に実施したアセスメントの結果を踏まえて、利用者が利用した就労移行支援、就労継続支援A型またはB型のそれぞれの提供数のうち、移行した人数の多い法人（以下「移行率最高法人」という）が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかのサービスについて**80%を超えると一定期間減算になります。就労選択支援のすべてについて減算となります。**

## ◆（計算方法）

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算となります。

当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数 ÷ 当該サービスにつながった利用者数

※移行先が決まっていない利用者は算定対象外です。移行先が決まった時点での判定期間での算定対象となります。



# 特定事業所集中減算その2

## ◆（判定期間、減算期間）

前期、後期の2回に分けて判定期間と減算期間があります。判定期間内に減算の要件に該当すると一定期間就労選択支援のすべてが減算となります。

前期は1月1日から6月末日となり、この期間に該当した場合は、10月1日から3月31日まで減算となります。

後期は7月1日から12月末日となり、この期間に該当した場合は、4月1日から9月30日まで減算となります。

## ◆（減算要件に該当したとき）

判定期間が前期の場合は9月15日までに、後期の場合は3月15日までに次に掲げる書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については、当該書類を久留米市に提出してください。**なお80%を超えなくても以下の書類の作成のうえ5年間の保存が必要です。**

- ①判定期間においてアセスメントを終了した利用者数
- ②就労移行支援等のそれぞれの事業につながった利用者数
- ③就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名
- ④前のスライドで説明した算定方法で計算した割合
- ⑤80%を超えている場合であって、正当な理由があればその理由

**①～⑤の様式及び届出については、別途3月頃に市より案内します。**



# 報酬の留意事項について

■ 次の①～④のうち、1つでも未実施の場合は、当該利用者に対する基本報酬の算定が不可

※利用者都合により支援が途中で中断した場合を除く。(実施できたところまで算定可)

- ① 作業場面等を活用した状況把握
- ② 多機能連携によるケース会議
- ③ アセスメント結果の作成
- ④ 事業者等との連絡調整

※②～④については、対面での実施が困難な場合はテレビ電話装置等を活用した支援の実施が可能。

※各支援の具体的な内容等については国の通知やマニュアル等を参照

# 報酬の留意事項について

---

■直接支援を行った場合のみが報酬算定の対象

※利用者の参加を伴わない場合は算定不可。

■就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合

→アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。



# 運営上の留意点について



## ■就労選択支援員の出勤簿について

人員基準を満たすことが確認できるように就労選択支援員として何時から何時まで勤務したのかを記録すること。（一体的に運営する事業所と兼務する場合は、各職種としての勤務時間が分かるように記録すること。）

## ■支援記録について

日ごとに、日時、作業内容、それに対する評価を記録すること。

## ■アセスメントシートについて

国と同様、久留米市においても、JEEDにて開発されたアセスメントツールを使うことが望ましい。

# 請求時の留意点について(併給)

■他の日中活動サービス(生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援)と就労選択支援を同一日に利用した場合

→併給不可。

事業所間で話し合いの上、次の例に挙げるような方法を参考に按分等すること

- 例) ①利用時間に基づき按分 ②支援の負担に応じて按分 ③等分  
④日ごとに交互に請求 ⑤昼食をとった事業所で請求

※上記で示しているのはあくまでも例です。按分の仕方について、久留米市へ相談されても対応できかねますのでご了承ください。

※按分する場合は、どちらかで請求し金銭のやり取りを行う。

■放課後等デイサービスと就労選択支援を同一日に利用した場合

→併給可能



# 最後に

---



以上で、説明を終わります。  
なお、詳しい支援の内容等詳細については、この資料のほか、国の基準省令、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、その他通知、マニュアル等を参考に支援を実施するようにしてください。  
ご清聴ありがとうございました。

